



# 和歌山県報

発行 和歌山県  
和歌山市小松原通一丁目1番地  
毎週火、金曜日発行

目次 (\*については県例規集掲載事項) (取扱課室名) ページ

○ 規則

\*47 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律施行細則の一部を改正する規則 (福祉保健総務課)..... 1

○ 告示

661 和歌山県の海洋生物資源の保存管理に関する計画の一部変更 (資源管理課)..... 8

## 規 則

### 和歌山県規則第47号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成22年6月15日

和歌山県知事 仁坂吉伸

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律施行細則の一部を改正する規則

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律施行細則(平成20年和歌山県規則第49号)の一部を次のように改正する。

第2条中「第30条」の次に「、第31条、第33条」を加える。

別記第6号様式を次のように改める。

別記第6号様式(第3条関係)

## 受付簿

受付番号	受付月日	来訪者氏名	要支援者氏名	来訪目的 (相談内容)	相談結果等

別記第13号様式を次のように改める。

別記第13号様式(第5条関係)

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の  
自立の支援に関する法律等による支援給付申請書

支援給付を受けようとする方の住所								※実施機 関等受付 年月日
支 援 給 付 申 請 世 帯	氏 名	続柄	性別	年齢	生年月日	学 歴	職 業	健康状態
		中国残留 邦人等本人						
		配偶者						
同 居 し て い る 世 帯								※町村役 場受付年 月日
家族のうち別のところに住んでいる方がいるときは、その方の名前と住んでいるところ								
資産申告書(別記第15号様式)			収入申告書(別記第16号様式)			同意書(別記第20号様式)		
支援給付を申請(変更申請)する理由								
<p>上記のとおり相違ないので、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支 援に関する法律等による支援給付を申請(変更申請)します。</p> <p>年 月 日</p> <p style="text-align: right;">申請者住所 氏 名 ㊟ 支援給付を受けようとする方との関係</p> <p>振興局長 様</p>								

(記入上の注意)

- ※印欄は記入しないでください。
- 申請者と支援給付を受けようとする方が異なる場合は、別添の書類は支援給付を受けようとする方に記入してもらってください。
- 書ききれない場合は、余白又は別紙に記入の上、添付してください。
- 事実と違う申告をする等不正な方法で支援給付を受けた場合は、法律により処罰されることがあります。
- この申請書は開始又は変更いずれの場合にも用いるものとし、変更申請の場合は、変更に係る事項を記入し、別記第15号様式、別記第16号様式及び別記第20号様式のうち必要なものを添付してください。

別記第15号様式及び別記第16号様式を次のように改める。

別記第15号様式(第5条関係)

(表面)

資 産 申 告 書

振興局長 様

年 月 日

氏名 ㊦

現在の私の世帯の資産の保有状況は、下記のとおり相違ありません。

1 不動産 有・無

(不動産をお持ちの方は、御記入ください。)

土 地			延面積	所有者氏名	所在地	抵当権
	(1) 宅 地	有・無				有・無
	(2) 田 畑	有・無				有・無
	(3) 山林その他	有・無				有・無
建 物			延面積	所有者氏名	所在地	抵当権
	(1) 居 住 用	持家・借家・借間 (いずれかを○で 囲んでください。)			(家賃 円)	有・無
	(2) そ の 他	有・無				有・無

2 現金、預貯金、有価証券等

現 金	有・無					円
預貯金	有・無	預 金 先	口座番号	口座名義人	預貯金額	
有価証券	有・無	種 類	額 面	評価概算額		
生命保険	有・無	契 約 先	解約返戻金	契 約 金	保 険 料	
その他の 保 険	有・無	契 約 先	解約返戻金	契 約 金	保 険 料	

(裏面)

## 3 その他の資産 有・無

(1又は2以外の資産をお持ちの方は、御記入ください。)

自動車 (自動二輪を含む。)	有・無	使用状況	所有者氏名	車種	排気量	年式
		使用 未使用				
その他 高価なもの	有・無	品名				

## 4 負債(借金)

有・無	金額	借入先

(記入上の注意)

- この申告書は、支援給付を受けようとする方が記入してください。
- 資産の種類ごとにその有無について○で囲んでください。土地については借地等の場合も記入してください。
- 有を○で囲んだ資産については、下記に従って記入してください。
  - 同じ種類の資産を複数所有している場合は、そのすべてを記入してください。
  - 有価証券は、例えば「株券、国債」等と記入し、その評価概算額は現在売却した場合のおおよその金額を記入してください。
  - その他高価なものがあれば品名を記入してください。
- 書ききれない場合は、余白又は別紙に記入の上、添付してください。
- 事実と違う申告をする等不正な方法で支援給付を受けた場合は、法律により処罰されることがあります。

別記第16号様式(第5条関係)

(その1)

## 収入申告書

振興局長 様

年 月 日

氏名 ㊟

私の世帯の総収入は、下記のとおり相違ありません。

1 年金収入 有・無

(年金収入がある方は、御記入ください。)

受給者のお名前	年金の種類	収入額
	国民年金 厚生年金 その他の年金 ( )	月額 円
	国民年金 厚生年金 その他の年金 ( )	月額 円

※ 年金振込通知書、年金証書等を添付してください。

2 働いて得た収入 有・無

(現在働いている方は、御記入ください。)

働いた方のお名前	勤め先	収入額(月額)	必要経費(月額)
		月額 円	月額 円
		月額 円	月額 円

※ 必要経費欄には、仕事をする上で必要な交通費、材料代、仕入代、社会保険料等の経費を御記入ください。

※ 給与明細書等を添付してください。

3 その他の収入 有・無

(現在1又は2以外の収入がある方は、御記入ください。)

受給者のお名前	内 容	収入額(月額)
		月額 円
		月額 円

※ その他の収入とは、恩給、子ども手当、児童手当、児童扶養手当、特別児童扶養手当、雇用保険、傷病手当金、障害者手当、仕送り、現物による収入、生命保険等の給付金、交通事故等の補償金、財産収入(土地、家屋の賃貸料等)等です。

(記入上の注意)

- 1から3までの収入は、その有無について○で囲んでください。
- 2 収入申告書提出後に収入に変動があった場合は、御連絡ください。
- 3 書ききれない場合は、余白又は別紙に御記入の上、添付してください。
- 4 事実と違う申告をする等不正な方法で支援給付を受けた場合は、法律により処罰されることがあります。

別記第16号様式(第5条関係)

(その2)

## 収入申告書

振興局長 様

年 月 日

氏名 ㊦

年分の私と同居している世帯の総収入は、下記のとおり相違ありません。

1 年金収入 有・無

(年金収入がある方は、御記入ください。)

受給者のお名前	年金の種類	収入額
	国民年金 厚生年金 その他の年金 ( )	月額 円
	国民年金 厚生年金 その他の年金 ( )	月額 円

※ 年金振込通知書、年金証書等を添付してください。

2 働いて得た収入 有・無

(昨年1月から12月までの間に働いて収入があった方は、御記入ください。)

働いた方のお名前	勤め先	収入額(年額)	必要経費(年額)
		年額 円	年額 円
		年額 円	年額 円

※ 必要経費欄には、仕事をする上で必要な交通費、材料代、仕入代、社会保険料等の経費を御記入ください。

※ 源泉徴収票、給与明細書等を添付してください。

3 その他の収入 有・無

(昨年1月から12月までの間に1又は2以外の収入があった方は、御記入ください。)

受給者のお名前	内 容	収入額(年額)
		年額 円
		年額 円

(記入上の注意)

- 1から3までの収入は、その有無について○で囲んでください。
- 2 収入申告書提出後に、収入が無くなった場合等生活の維持が困難となった場合や、年金収入に変動があった場合は御連絡ください。
- 3 書ききれない場合は、余白又は別紙に御記入の上、添付してください。
- 4 事実と違う申告をする等不正な方法で支援給付を受けた場合は、法律により処罰されることがあります。

別記第27号様式中 「医療機関の長又は  
開設者の氏名」 を 「医療機関の長又は  
開設者及び代表者の氏名」 に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正前の中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律施行細則の規定による用紙は、当分の間、所要の修正を加え、なお使用することができる。

## 告 示

### 和歌山県告示第661号

海洋生物資源の保存及び管理に関する法律(平成8年法律第77号)第4条第7項の規定に基づき、和歌山県の海洋生物資源の保存及び管理に関する計画(平成22年和歌山県告示第13号)の一部を平成22年6月4日付けで変更したので、同条第10項において準用する同条第5項の規定により、次のように公表する。

平成22年6月15日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

「次のように」を省略し、農林水産部水産局資源管理課、海草振興局地域振興部企画産業課、有田振興局地域振興部企画産業課、日高振興局地域振興部企画産業課、西牟婁振興局地域振興部企画産業課及び東牟婁振興局地域振興部企画産業課に備え置いて縦覧に供する。